

健康教育事業等実施要綱

(総則)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の規定に基づいて実施する健康教育及び健康相談（以下「健康教育等」という。）については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 健康教育等は、18歳以上の者を対象として行う。なお、市長が必要があると認めるときは、その家族を対象とすることができる。

(実施方法)

第3条 健康教育等は、次に掲げるところにより行う。

(1) 健康教育

医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士その他生活習慣病の予防、健康管理及び健康増進に関し知識経験を有する者を講師として、生活習慣病の予防等のための健康教室を開催する。

(2) 健康相談

ア 前号に規定する者を担当者として、気軽に幅広く相談ができるようにし、指導・助言とともに必要に応じて血圧測定、歯科健診等の簡易な検査を行う。

イ 事後の指導助言に役立てるために、相談の内容及び指導助言の内容等を記録し、及び保存する。

(事業の周知徹底)

第4条 健康教育事業等の趣旨及び実施方法等について積極的に広報を行い、対象者の参加の促進を図るものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行について必要な細目は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。